

重大事態対応フロー図

【いじめの疑いに関する情報】

- いじめ防止対策委員会でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実確認を行い、和歌山県教育委員会(以下「教育委員会」いう。)へ報告

【重大事態の発生】

- 教育委員会に重大事態の発生を報告
 - ・ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い(生徒が自殺を企画した場合等)
 - ・ 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い
- ※ 「生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

◎教育委員会が重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応で当たる。

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置！

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ※ いじめ防止対策委員会を母体として、当該重大事態に応じて適切な専門家を加える。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施！

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係を特定するのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ 事実をしっかり向き合おうとする姿勢で取り組む。
- ※ 先行して調査してある場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供！

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。(適時・適切な方法で、経過報告を行う。)
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠ることのないよう心掛ける。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象者の生徒や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を教育委員会に報告！

- ※ いじめを受けた生徒又は保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置！

教育委員会が調査主体の場合

- 教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力！